

質問第七六号

母子及び父子並びに寡婦福祉法の対象範囲に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年四月二日

柴田 巧

参議院議長 関口 昌一 殿



母子及び父子並びに寡婦福祉法の対象範囲に関する質問主意書

母子及び父子並びに寡婦福祉法において「寡婦」の定義はあるが、「寡夫」の定義はない。同法において寡夫を対象外としている合理的理由はあるか示されたい。

右質問する。